

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

隣接する都道府県の枠を越えて移動するような鳥獣の中で、特に保護管理が必要とされている種について、関係都道府県等の関係者が連携・協力して保護管理を行うことが効果的であり、そのための情報収集や指針の策定等が求められていることから、次の事業を実施する。

(1) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査(継続)

広域保護管理指針を踏まえて鳥獣保護管理を効果的に推進し、広域の保護管理の効果を検証するために各種の調査等を実施する。

(2) 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価(拡充)

オホーツク海や北太平洋から我が国に回遊又は生息する海棲哺乳類について、広域での保護管理の方向性を検討するのに必要な基礎的な生息状況等の調査等を行うとともに、新たに、アザラシ類による漁業被害等の状況把握・分析及び効果的な被害対策を検討するための調査等を実施する。

2. 事業計画

(1) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査

平成18年度～平成23年度

(2) 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価

平成19年度～平成23年度

3. 施策の効果

地域個体群等の状況及び被害の程度を踏まえ、広域的な保護管理指針が策定され、関係省庁、農林水産業部局、関係都道府県、市町村等が、統一した考え方の下に保護管理対策を実施することにより、当該鳥獣の地域個体群を維持しつつ農林水産業等への被害が軽減される。

4. 備考

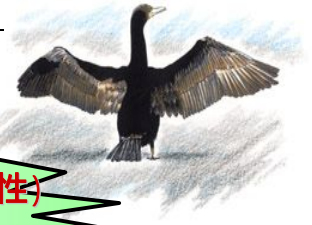
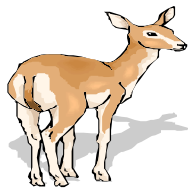
調査費 59,819千円

広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査 43,856千円

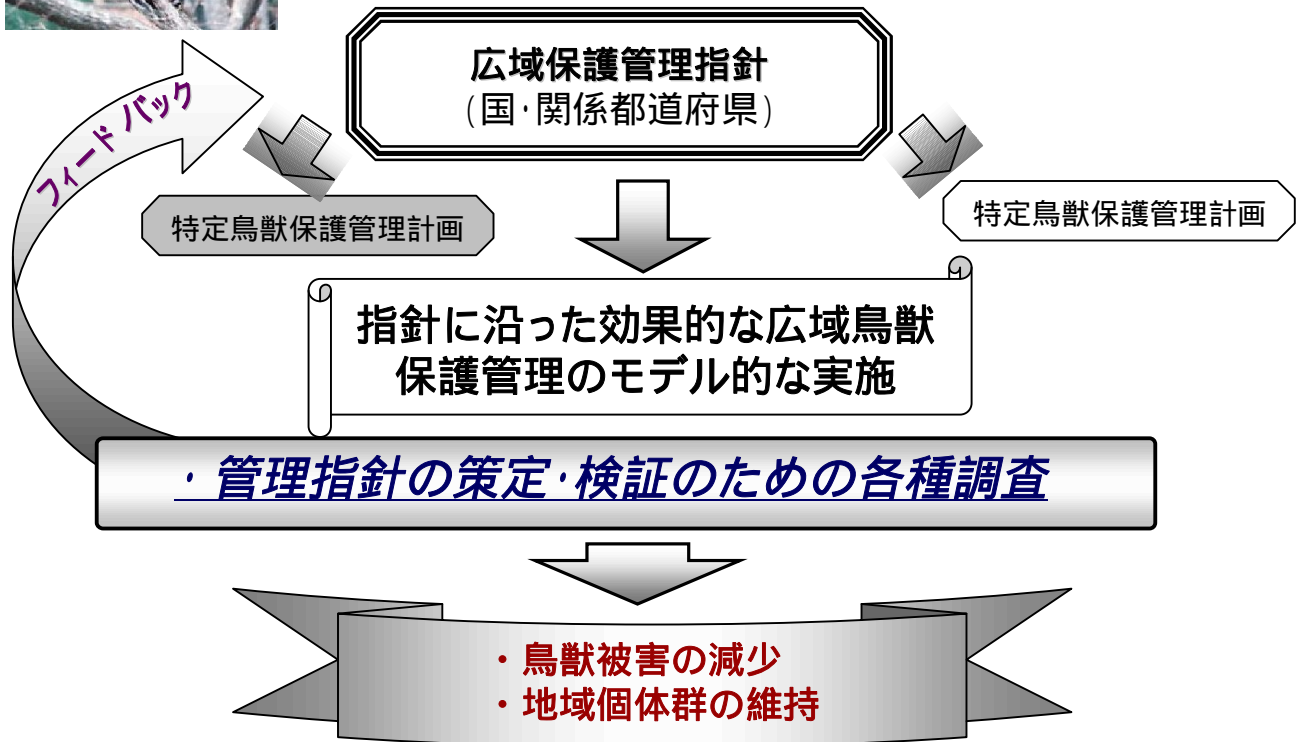
海棲哺乳類に関する情報収集、
生息状況に関する調査及び評価 15,963千円

広域分布型鳥獣保護管理対策事業

1. 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査(継続)



- ・ 農林業被害額が200億円で推移
(科学的なデータに基づく個体数調整等の必要性)
- ・ 絶滅のおそれのある地域個体群の存在
(西日本のツキノワグマ他)



2. 海棲哺乳類に関する情報収集、生息状況に関する調査及び評価(拡充)

〔H19年度～〕

- ・ 個体数、生育状況等の調査
- ・ 基礎的な生育状況・生態等に関する情報の収集及び集積

〔H20年度～
(拡充)〕

- ・ 漁業等による海棲哺乳類(アザラシ等)への影響実態調査
- ・ 海棲哺乳類(アザラシ等)による漁業被害に関する情報収集
- ・ 被害対策のための調査

